

一般社団法人兵庫県介護支援専門員協会 研修単位認定制度研修体系に係る細則

(目的)

第1条 この細則は、一般社団法人兵庫県介護支援専門員協会（以下、「本会」という。）が行う研修認定制度の研修体系に係る細則について定める。

(基礎研修課程の履修)

第2条 研修単位認定制度を履修しようとする者は、まず、基礎研修課程を履修する。

- 2 基礎研修課程においては、3年以内に50単位を履修する。
- 3 履修単位については、研修カテゴリーにおけるA～Dの各分野について最低4単位以上を履修することを条件とする。

(基礎研修課程に係る単位の有効期限)

第3条 単位の有効期限は当該研修の実施日から2年後の日の属する年度の3月31日までとする。

(基礎研修課程の修了)

第4条 単位の有効期限内に所定の単位数を履修した者は、別に定める様式により履修認定申請を行うことができる。

- 2 申請にあたっては、認定シールを貼付した研修手帳（基礎研修課程）の原本を添付しなければならない。
- 3 基礎研修課程修了者には、生涯研修課程の受講が認められる。

(基礎研修修了証明証の発行)

第5条 所定の期間内に、基礎研修課程の修了に係る所定の単位数を取得した者には、本人からの申請により「基礎研修課程修了証明証」を発行する。

- 2 前項に掲げる証明証を紛失、破損、又は記載事項に変更があった場合は、再交付申請書を提出することにより証明証の再交付を受けることができる。

(申請に係る諸費用)

第6条 基礎研修修了の申請に際しては、別に定める所定の費用を申請者が支払う。

- 2 再交付にあたっては、別に定める所定の費用を申請者が支払う。

(生涯研修課程の履修)

第7条 基礎研修課程を修了した者は、生涯研修課程Ⅰを受講することができる。

- 2 生涯研修課程Ⅰにおいては、5年以内に50単位を履修する。
- 3 履修単位については、体系表におけるA～Dの各分野について最低4単位以上を履修することを条件とする。
- 4 生涯研修課程Ⅰを修了後は、申請により生涯研修課程Ⅱ、Ⅲへ順次移行する。

5 生涯研修課程Ⅱ以降の修了については、生涯研修課程Ⅰと同様とする。

(生涯研修課程に係る単位の有効期限)

第8条 単位の有効期限は当該研修の実施日から4年後の日の属する年度の3月31日までとする。

(生涯研修課程の修了)

第9条 単位の有効期限内に所定の単位数を履修した者は、別に定める様式により履修認定申請を行うことができる。

2 申請にあたっては、認定シールを貼付した研修手帳(生涯研修課程Ⅰ)の原本を添付しなければならない。

(生涯研修修了証明証の発行)

第10条 所定の期間内に、生涯研修課程Ⅰの修了に係る所定の単位数を取得した者には、本人からの申請により「生涯研修課程Ⅰ修了証明証」を発行する。

2 前項に掲げる証明証を紛失、破損、又は記載事項に変更があった場合は、再交付申請を提出することにより証明証の再交付を受けることができる。

(申請に係る諸費用)

第11条 生涯研修課程Ⅰ修了の申請に際しては、別に定める所定の費用を申請者が支払う。

2 再交付にあたっては、別に定める所定の費用を申請者が支払う。

(専門研修課程の履修)

第12条 専門研修課程においては指導者養成研修をもってこれに当てる。なお、その詳細については別に定める。

(改 廃)

第13条 この細則の改廃については、理事会の承認を得て、会長が定める。

附則

1. この細則平成24年7月22日より施行する。

別表

課程名	会 員	非会員
基礎研修課程	2,500円	5,000円
生涯研修課程	2,500円	5,000円
再発行	500円	1,000円

※この金額については、郵便為替により支払う。